

基本施策に関連する施策・事業

1 「健康寿命延伸都市・松本」の創造

政策部 政策課

(1) 目標

超少子高齢型人口減少社会がさらに進展する将来を見据え、量から質へと発想を転換し、市民一人ひとりの「命」と「暮らし」を大切に考え、誰もがいきいきと暮らせるまちを築くため、「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像として掲げ、健康を核として、経済、産業、観光、教育、環境、都市基盤など様々な分野が連携し、「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを一体的に進めます。

(2) 平成 30 年度の取組みと成果

- ア 「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向けて、第 10 次基本計画の 5 つの重点目標を始め、「キッズ&ユースデモクラシー」の下、子どもや若者の成長を後押しする施策に重点的に取り組みました。
- イ 「健康寿命延伸都市・松本」の創造を目指し、市民と産学官が協働して進めるための協議の場として、平成 21 年に設置した「健康寿命延伸都市・松本の創造協議会」を 3 回開催しました。
- ウ 「美しく生きる。健康寿命延伸都市・松本」のロゴピンバッジを販売するとともに、名刺台紙のあっせんやリーフレットの配布、懸垂幕・横断幕の掲揚などにより、基本理念の一層の普及に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市での暮らしに対する満足度は 91.8%（平成 30 年度市民満足度調査）と高い水準であり、「健康寿命延伸都市・松本」の創造に向けた取組みに一定の評価をいただいているものと認識しています。
- イ 次期基本構想及び基本計画の策定を見据え、第 10 次基本計画に基づく各事業の評価検証を実施しながら、一層の事業進捗を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 21 年度 「健康寿命延伸都市・松本」の創造に向けて、ロゴマークの作成、市民フォーラムの開催などにより周知を図るとともに、平成 21 年 9 月 24 日に「健康寿命延伸都市・松本の創造協議会」を設置
- 22 年度 リーフレット等を作成し理念の普及に努めるとともに、ロゴマークの使用を推進
「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像とする基本構想 2020 を策定
- 24 年度 厚生労働省 スマートライフプロジェクト「第 1 回健康寿命をのばそう！アワード」自治体部門厚生労働大臣優秀賞を受賞
健康寿命延伸都市宣言（平成 25 年 3 月 14 日）
- 25 年度 「健康寿命延伸都市宣言」イベントを実施
- 26 年度 「健康寿命延伸都市・松本」のロゴマークに新たに「美しく生きる。」のキャッチコピーを追加
- 27 年度 「健康寿命延伸都市・松本」地方創生総合戦略を策定
「健康寿命延伸都市・松本」地方創生シンポジウムの開催
- 28 年度 リーフレット「『健康寿命延伸都市・松本』を目指して」を改訂
- 29 年度 外国語版リーフレット作成（英語、中国語）

基本施策に関する施策・事業

2 中核市移行事業

政策部 中核市推進室

(1) 目標

多様化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応し、都市として高度な自主性と自立性を備え、持続可能な行政運営を行うため、主体的なまちづくりの推進と市民サービスの更なる向上に向けて、中核市への移行を目指すものです。

(2) 平成 30 年度 of 取組みと成果

- ア 「中核市移行の方針」を策定し、令和 3 年 4 月 1 日の中核市移行を目指すことを決定しました。
- イ 保健所の運営体制及び施設整備、人材の確保及び育成、移行に係る経費の精査等、中核市移行における課題の解決に向けて、中核市検討庁内委員会をはじめとする庁内検討及び県との調整を実施しました。
- ウ 保健所を設置する県と長野市、保健所設置を目指す松本市との三者により、保健衛生行政における連携強化に関する協定を締結しました。
- エ 更なる市民周知を図るため、中核市移行に関するリーフレットを作成して関係機関に配布するとともに、市民説明会を計 4 回、地区等への出前講座を計 5 回実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 現状

(ア) 中核市移行に係る法定手続きに向けて、庁内調整及び県との調整を進めています。

(イ) 県から移譲される事務を円滑に執行するため、計画的に準備を進めています。

イ 課題

(ア) 移譲事務の引継ぎに向けて、条例・規則、情報システム等の整備を進めるとともに、事業計画の作成及び事業費の算出を行い、移行に係る経費を精査する必要があります。

(イ) 人材の確保及び育成に向けて、必要な職種と職員数を精査し、職員の採用を進めるとともに、事務の円滑な引継ぎに向けて、県への職員派遣等による研修を実施する必要があります。

(ウ) 保健所及び食肉衛生検査所の設置に向けて、施設・設備等の整備を進める必要があります。

(エ) 保健所関係団体には、丁寧な説明と、課題の聞取りを実施し、課題解決に向け調整する必要があります。

(オ) 市民説明会や広報、ホームページ等により、引き続き、市民へ周知する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 28 年 10 月	中核市移行の検討を開始
11 月	松本市長が、県知事に対して中核市移行の協力を要請
29 年 5 月	「中核市移行に関する基本的な考え方」を策定
7 ~ 11 月	松本市保健所設置検討有識者会議を計 4 回開催し、松本市長に「松本市が設置する保健所の在り方に関する提言書」を提出
30 年 2 月	「中核市移行に関する検討結果報告書」を策定
5 月	「中核市移行の方針」を策定
9 月	中核市移行を目指す期日を令和 3 年 4 月 1 日に決定
12 月	「長野県・長野市・松本市の保健衛生行政における連携強化に関する協定」を締結

基本施策に関連する施策・事業

3 新庁舎建設事業

政策部 政策課

(1) 目標

老朽化が進み、狭隘化も著しい市役所庁舎について、来庁者や職員の安全安心を確保し、より利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供するため、新庁舎の建設計画を進めるものです。

(2) 平成30年度の取組みと成果

ア 基本構想の策定（平成30年7月）

市民懇話会（4回）、市民ワークショップ（2回）、市民説明会（2回）などで伺った意見や提案をベースに、本市が目指す新庁舎の建設指針となる「松本市役所新庁舎建設基本構想」を策定しました。

《建設理念》 時代の先を読み、変化し続ける力を備えた、“ひと”や“まち”を結ぶ庁舎

イ 基本計画の策定に着手（平成30年11月～）

新庁舎の設計与件として、基本構想に掲げる「建設理念」や「基本的な考え方」を具体化する方策等を定める新庁舎建設基本計画の策定に着手しました。

《検討事項》

- ・ 基本事項の整理
- ・ 新庁舎の概算規模
- ・ 構造・設備計画
- ・ 概算事業費
- ・ 新庁舎の在り方・導入機能
- ・ 土地利用・配置計画
- ・ 外構・景観計画
- ・ 事業スケジュール
- ・ 建設予定地の敷地条件の確認
- ・ 平面計画・階層構成
- ・ 新庁舎整備事業スキーム（※）

※ PPP／PFI導入可能性調査を含む。

ウ 事業用地の仮設定（平成31年3月）

事業用地の範囲の基本的な考え方を市議会に協議し、了承されました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 令和元年度中頃を目途に基本計画（案）を市議会に協議するとともに、パブリックコメント等を実施して、令和元年度内の基本計画策定を目指します。

イ 引き続き、市民懇話会、市民ワークショップ、市民説明会などを通じ、創る過程を市民と共有しながら、基本計画を策定します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成27年度 新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の担当課・関係課による検討を開始
- 平成28年度 総合計画（第10次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
- 平成29年度 市議会の了承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定

イ 統計資料

	建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
本庁舎	S34	60年	地上5階、地下1階、塔屋3階、附属建物	6,848.26m ²	RC
東庁舎	S44	50年	地上4階、地下1階、塔屋1階	6,500.80m ²	RC
東庁舎別棟他	H4	26年	地上2階、附属建物	674.34m ²	LSG
北別棟庁舎	H29	2年	地上2階	496.86m ²	LSG
計				14,520.26m ²	

基本施策に関連する施策・事業

4 ユニバーサルデザインの推進

政策部 政策課

(1) 目標

誰もが安全で、安心して暮らすことのできるユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進を目指します。

(2) 平成 30 年度の取組みと成果

- ア 松本市ユニバーサル推進基本指針（平成 20 年度策定）に基づく主な取組事業
 - (ア) ひとづくり 「普及啓発」、「学校教育における体験学習や人権教育の推進」
 - ・人権啓発と人権教育【人権・男女共生課】
 - ・広報まつもと特集号、啓発パンフレット配布による啓発【政策課】
 - ・専門家による研修会【政策課】
 - ・体験学習や人権学習【学校指導課】
 - (イ) まちづくり 「建物・施設」、「道路・交通」、「観光」
 - ・公共施設のユニバーサルデザイン化【施設所管課】
 - ・次世代交通政策の推進【交通安全・都市交通課】
 - ・歩行者空間あんしん事業【交通安全・都市交通課】
 - ・市観光案内所、中心市街地商店街への Wi-Fi 設置【観光温泉課】
 - ・商店等のグレードアップ事業【商工課】
 - (ウ) ものづくり 「市民、行政、民間団体の連携によるユニバーサルデザイン製品の研究・開発」
 - ・新製品開発補助等【商工課】
 - (エ) ソフトづくり 「情報」、「サービス」
 - ・WEB アクセシビリティ（情報やサービスに対する利用のしやすさ）【広報課】
 - ・目の不自由な方への対面朗読サービス【中央図書館】
- イ 民間団体との連携
 - (ア) （一社）まつもとユニバーサル研究会へのオブザーバー参加及び補助金支出
 - (イ) ユニバーサルデザインプロジェクト 2018 への協力
 - (ウ) まつもと市民会議への協力

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア ユニバーサルデザインによるまちづくりの実現に向け、松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、推進していきます。また、推進基本指針の進捗状況について、評価検証を行っていきます。
- イ さらに客観的な評価検証、市民意識の醸成を図るため、外部委員（松本ユニバーサルデザイン推進会議）が検証し、更なる普及、意識啓発を図っていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 20 年 5 月 26 日 松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を策定
- 28 年 6 月 3 日 第 1 回松本市ユニバーサルデザイン推進会議を開催（以降、毎年開催）

健康づくりの推進

1 生活習慣の改善

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、より良い生活習慣に心掛け、病気の発症を予防するため、第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を推進します。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 第3期松本市食育推進計画に基づき、「1日2食は3皿運動」を推進するため、「おいしく食べよう具だくさんみそ汁運動」及び「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」を取組みの柱として、より個人の実践につながるよう各部局と連携しながら事業を展開しました。
- イ 青壮年期からの認知症予防の重要性を「認知症予防チャレンジプログラム事業」として、啓発活動に取り組みました（参加者1,271人）。
- ウ 「こどもの生活習慣改善事業」による保健指導プログラムを全市の小中学校で実施しました。また地域での取組みとして、「親子運動あそび教室」を実施し、親子の体力向上に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民一人ひとりが、自主的に豊かな食習慣を育めるよう、取組みの柱となる運動を更に周知し、より実践につながる支援を実施します。
- イ 生活習慣病予防が、認知症予防に繋がることを広く市民に周知するため、「認知症予防チャレンジプログラム事業」に取り組むとともに、事業の効果検証を行うため参加者へアンケート調査を実施します。
- ウ 引き続き、子どもの時期に望ましい生活習慣を形成するため、保護者を巻き込みながら「こどもの生活習慣改善事業」による保健指導プログラムを全市の小中学校で実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	第1期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を策定
19年度	第1期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（20年度～24年度）策定 松本市国保特定健診・保健指導の開始。各種健康講座を実施
21年度	若い時からの認知症予防対策事業の開始
22年度	「働く世代の生活習慣病予防事業」の開始
	第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」（H23年度～R2年度）策定
23年度	こどもの生活習慣改善事業（モデル校）の開始
24年度	第2期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（25年度～29年度）策定
25年度	こどもの生活習慣改善事業を全小中学校で開始
29年度	第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」（H30年度～R4年度）策定

イ 統計資料

働く世代の生活習慣病予防事業

	29年度	30年度
回数	66	82
受講者数(人)	1,615	2,462

健康づくりの推進

2 地域における健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

第2期松本市健康づくり計画に基づき、松本市健康づくり推進員連合会と連携し、「市民の健康は、健康づくり推進員の手で」「会員の親睦をはかり、すすんで学習し、地域にひろめよう」をスローガンに健康寿命延伸を推進します。また、食生活改善推進協議会と連携して、食生活を通じた健康づくりを推進します。

(2) 平成30年度の実績と成果

ア 松本市健康づくり推進員は、各町会から推薦された862名が全35地区において、通年で健診やがん検診等の受診啓発活動を行うとともに、地区事業への協力や研修会等へ参加しました。

連合会事業では健康づくり教室をはじめとして、14回の研修会に延2,057名が参加し、各地区ではテーマ別等の研修会を開催し、研修会の内容を家族や地域へ伝えました。

イ 食生活改善推進員養成教室を年2会場・8回コースで実施し、新たに23人が食生活改善推進員として加入（会員数355人）し、市内35地区で栄養指導教室を開催するとともに、地区福祉ひろばや地区公民館等で、様々な年代を対象とした料理教室や食生活改善の支援を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民による健康推進者としての推進員が、家庭や地域において健康づくりの具体的な方法を学習して実践できるよう、引き続き支援します。

イ 県内各地域で減少傾向にある中、本市では毎年新たな食生活改善推進員が加入し、市や関係機関と連携し食生活を通じた健康づくりに寄与しています。引き続き積極的に養成を行うとともに、地域住民が自ら学び、活動する場として支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 松本市健康づくり推進員

昭和50年度	松本市保健補導員のモデルとして、4地区に設置
58年度	市内29地区に松本市保健補導員を設置し、松本市保健補導員連合会が発足
63年度	松本市健康フェスティバルでのチャリティーバザーを開始し、収益を福祉関係団体に寄付
平成5年度	連合会主催の研修会を開始
14年度	「松本市保健補導員」から「松本市健康づくり推進員」へ名称変更し、年齢制限、女性限定の任命要件を撤廃

イ 松本市食生活改善推進協議会

昭和44年度	食生活改善推進員の活動開始
57年度	食生活改善推進協議会組織化
平成9年度	松本市による食生活改善推進員養成教室を開始
18年度	松本市食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰を受賞

健康づくりの推進

3 後期高齢者医療の推進

健康福祉部 保険課

(1) 目標

高齢者が安心して医療を受けることができる環境と、健やかに過ごせるよう健康保持増進を図るため、健康診査の充実を目指しています。

(2) 平成 30 年度の取組みと成果

平成 20 年の法改正後、75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の障害認定者を対象とする高齢者医療は、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりました。市は、保険料の徴収、各種相談及び申請や届け出の受付、保健事業などの業務を行っています。

保健事業としては、健康診査を主な事業として健康づくり課が所管しています。平成 30 年度健康診査対象者 35,108 人に対して受診者は 16,462 人で、受診率は 46.9%でした。そのうち、簡易脳ドックを除く人間ドック受診者は 681 人でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

健康診査は、法定必須 16 項目に市独自の 10 項目を追加して実施しています。長野県内は一律に受診料を無料にすることで負担を軽減し、受診率向上を図っています。また、平成 25 年度から被保険者の健康診査にかかる選択肢を広げるため、人間ドック・脳ドックに対する助成を行っています。

健康の大切さを意識してもらい、健康診査の受診率向上を通じて被保険者の健康維持と医療費の適正化を進めることが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年度 健康診査の開始 健康診査市独自検査項目 3 項目追加
 21 年度 健康診査市独自検査項目 2 項目追加
 22 年度 健康診査市独自検査項目 2 項目追加
 23 年度 健康診査市独自検査項目 3 項目追加

イ 後期高齢者健康診査

(健康づくり課所管)

年 度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	伸び率 (%)
26	32,458	15,666	48.3	1.2
27	32,973	15,826	48.0	△ 0.3
28	33,650	16,027	47.6	△ 0.4
29	34,501	16,629	48.2	0.6
30	35,108	16,462	46.9	△ 1.3

健康づくりの推進

4 がん検診等各種検診の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

「がん検診5カ年計画」に基づき、がん検診等各種検診の受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療を目指します。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 35歳女性に乳がん超音波検診無料クーポン事業を開始しました。
- イ 子宮頸がん、乳がん、大腸がん及び肺がんCT検診の無料クーポン対象者で未受診者に対し、年度途中に個別通知による再勧奨を行いました。また、乳がん検診・肺がんCT検診について電話による受診勧奨も行いました。
- ウ 保育園との連携による園児からご家庭へのメッセージの作成や、松本信用金庫、松本山雅FC及びローソンとの連携による啓発イベント、各メディアを活用しての周知・啓発等を実施し、受診率向上に取り組みました。
- エ 各イベントにて大腸がん検診の啓発を実施し、同時に検診も実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成26年に実施した内閣府の調査では、がん検診を受けない理由は、時間的制約(48.0%)、経済的負担(38.9%)、がん発見への恐怖(37.7%)、必要性を感じない(33.1%)となっており、松本市民も同様と考えられます。
- イ 引き続き個別通知による受診勧奨、未受診者への再勧奨、並びに検診託児等を行うと共に、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診のワンコイン・ツーコイン化等により、受診率向上に努めます。
- ウ 若い世代の受診率向上に向け、周知・啓発を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 前立腺がん検診を開始
- 18年度 肺がんCT検診を開始
- 21年度 子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
- 23年度 肺がんCT検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
- 24年度 個別通知による受診勧奨を開始。大腸がん検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
- 26年度 子宮頸がん検診にHPV(ヒトパピローマウイルス)検査を追加。胃がんリスク検診を開始
- 29年度 子宮頸がん・乳がん検診の自己負担額の引き下げ
- 30年度 乳がん超音波検診無料クーポンの開始

イ 統計資料

各種検診状況

区分	29年度			30年度		
	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)
肺がんCT検診	78,820	3,296	4.18	79,178	3,404	4.30
胃がん検診	87,080	3,198	3.67	87,150	3,244	3.72
大腸がん検診	87,080	18,291	21.00	87,150	17,940	20.59
子宮がん検診	49,724	9,108	18.32	49,780	9,320	18.72
乳がん検診	46,556	10,287	22.10	46,614	11,035	23.67
前立腺がん検診	30,828	6,569	21.31	31,000	6,529	21.06
肝炎ウイルス検診		2,956			3,587	

健康づくりの推進

5 感染症予防対策（予防接種の充実）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法及び結核予防法に基づき予防接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止します。実施にあたっては、予防接種の意義等について啓発を図り、被接種者の体質等を理解している、かかりつけ医療機関での個別接種の推進を図ります。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 乳幼児・学童の予防接種の接種率は、ほぼ横ばい傾向で、感染症のまん延はありません。
- イ 任意予防接種のおたふくかぜ、高齢者肺炎球菌ワクチン及びB型肝炎ワクチンの接種費用の一部補助を実施しました。
- ウ 平成31年度から実施する大人の風しん対策のため、医療機関等と連携しながら準備を進めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

予防接種が感染症のまん延予防に大きな成果をあげていることから、今後とも普及・啓発活動を行うとともに接種勧奨に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|---|
| 平成20年度 | 「麻しん・風しん予防接種」第3期及び第4期を開始（24年度まで5年間） |
| 22年度 | 日本脳炎予防接種の積極的勧奨を開始
2月から子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌3ワクチンの接種開始 |
| 24年度 | 9月から不活化ポリオワクチンの導入
11月から四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風＋不活化ポリオ）の導入 |
| 25年度 | 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌3ワクチンの定期接種開始
水痘・おたふくかぜワクチンの接種費用の一部助成を開始 |
| 26年度 | 10月から水痘・高齢者肺炎球菌（65歳以上5年ごと）ワクチンの定期接種開始
4月からB型肝炎・10月から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を開始 |
| 28年度 | 県外定期予防接種費用の助成を開始
10月からB型肝炎ワクチンの定期接種（1歳未満）と任意接種費用の助成（2歳未満）を開始 |
| 29年度 | B型肝炎ワクチンの任意接種費用の助成対象を2歳未満から小学校就学前まで拡大 |
| 30年度 | 任意の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成制度を終了 |

健康づくりの推進

6 感染症予防対策（その他の感染症予防対策）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

新たな感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、発生及びまん延の予防を図り、的確な対応が行える体制をつくりまします。

(2) 平成30年度の取組みと成果

ア エイズ・H I V等性感染症予防啓発事業

学校等における出前教室をととして性感染症に関する啓発活動を行うとともに、エイズ・H I V等性感染症予防啓発推進協議会「子どもの教育」専門部会では出前講座のバージョンアップに向けた取組み、「施設受け入れ」専門部会では高齢者福祉施設職員向け感染症研修会を実施しました。

イ 新型インフルエンザ等対策

松本広域圏救急・災害医療協議会において松本広域圏の予防接種体制づくりを検討し、松本広域圏の事務担当者会議においてその具体的な連携体制を検討しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア エイズ・H I V等性感染症予防啓発事業

学校における出前講座を積極的に行うとともに、「子どもの教育」「施設受け入れ」専門部会における課題解決に向けた実践活動をととして性感染症の予防啓発に努めます。

イ 新型インフルエンザ等対策

松本市新型インフルエンザ等対策委員会、松本広域圏救急・災害医療協議会及び松本広域圏の事務担当者会議において、市や松本広域圏の予防接種体制づくりや新型インフルエンザ発生時の医療体制づくりについて検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) エイズ・H I V等性感染症予防啓発

平成19年に医療・教育関係の団体及び有識者等により松本市エイズ・H I V等性感染症予防啓発推進協議会が設立されました。構成団体それぞれが性感染症の予防啓発活動を実施するとともに、協議会においても研修会等を開催し、性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図っています。

(イ) 新型インフルエンザ等対策

平成21年に流行した新型インフルエンザ（H1N1）の経験を踏まえ、市新型インフルエンザ等対策マニュアル、市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。現在、国では予防接種の体制づくりを進めており、本市においても広域圏を視野に入れた予防接種体制について検討を進めています。

イ 統計資料【エイズ・H I V等性感染症予防啓発の出前講座実績】

対 象	28年度	29年度	30年度
小学校	4,286人（51回）	4,518人（67回）	4,125人（51回）
中学校	3,836人（36回）	3,763人（38回）	3,635人（36回）
高校・地域	871人（11回）	913人（12回）	955人（16回）
計	8,993人（98回）	9,194人（117回）	8,715人（103回）

健康づくりの推進

7 受動喫煙の防止

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

健康増進法に基づき、受動喫煙による健康被害や喫煙による健康への影響について、市民ひとり一人が理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。

(2) 平成30年度の取組みと成果

ア 平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が公布されたのに合わせ、本市における受動喫煙防止対策の見直しを行い、平成31年3月に「松本市受動喫煙防止に関する条例」を制定しました。

イ 松本駅お城口広場における啓発に加え、松本山雅FCホームタウンデーや学都まつもとフォーラムなどイベント時における啓発、また、6月・12月を啓発強化月間とし、各地区で講座を開催するなど各種啓発活動を実施しました。

ウ 小中学生に対する啓発として、市内小中学生から禁煙啓発ポスターを募集し、松本駅東西自由通路や銀行のウインドウギャラリーでの「受動喫煙防止パネル展」を開催しました。

エ 第8回世界健康首都会議において、受動喫煙と健康被害等についてセミナーを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民や企業に対し、健康増進法の改正及び松本市受動喫煙防止に関する条例について周知・徹底し、円滑な法律の施行を目指します。

イ 禁煙エリアについて、受動喫煙防止モデル地区から条例に基づく受動喫煙防止区域に移行し、松本市の公共施設や松本駅お城口広場等、禁煙エリアの拡大を実施します。

ウ 喫煙率を下げる取組みとして、啓発映像の作成及び医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携を図り、禁煙相談の充実を図ります。

エ 受動喫煙の機会が多い家庭への対策のため、幼児期からの喫煙防止教育の実施や子育て世代の家庭への啓発強化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成15年 5月	健康増進法第25条の規定に基づき、受動喫煙防止措置が努力義務化
20年 4月	さわやか空気思いやり事業開始
25年 3月	「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」を策定
12月	松本駅お城口広場を「さわやか空気思いやりエリア」(禁煙エリア)に設定
30年 7月	健康増進法の一部を改正する法律の公布。受動喫煙防止対策の強化
8月	たばこ対策庁内検討会議の発足。本市の対策の見直しを行うことを確認
10月	たばこ対策推進協議会の発足。条例制定に向けて協議
31年 3月	松本市受動喫煙防止に関する条例の制定(令和元年7月1日施行)

イ 統計資料

	28年度	29年度	30年度
喫煙率(習慣的に喫煙する者)	12.5%	12.0%	12.0%

健康づくりの推進

8 介護予防の推進（身体活動維持向上事業）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ21」及び第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心いきいきプラン松本」に基づき、活動的な時期から介護予防を推進します。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 介護認定の要因となるロコモティブシンドローム予防のため、40歳以上の方を対象に「体力健診」を133回実施し、延べ2,409人に対し体力測定の実施とロコモ予防運動の周知・啓発を行いました。そのうち、できるだけ若い世代への周知・啓発のため、がん検診との同時開催を12回実施しました。
- イ 住民自らが体力づくりに取り組み、また地域住民が継続して体力づくりが行えるような仕組みづくりとして、運動継続を支援する「体力づくりサポーター」を育成し、登録者が453名となり、さらに地域での活動を積極的に取組むリーダーサポーターを52名育成しました。
- ウ 市民歩こう運動推進事業が健康づくり課に移管され、「歩くこと」による健康の維持増進を図るため、日常的に歩くことを積極的に取り入れるよう周知・啓発を行い、35地区でウォーキングマップを活用したウォーキングイベントを実施しました。また、地域における活動を推進するために、体力づくりサポーター対象に「ウォーキング講座」を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 要介護認定の原因の1位は高齢による衰弱、2位は転倒骨折であることから、継続した体力づくりが住民主体でできるよう、週1回運動を実施する「自主運動サークル支援」を体力づくりサポーターと共にを行います。
- イ 若い世代から体力づくりに取り組む必要性について、引き続き周知・啓発を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度 身体活動維持向上事業を開始。体力健診の実施と体力づくりサポーターの育成を開始
 28年度 市内全地区（35地区）に対して、体力健診の実施と体力づくりサポーターの育成終了
 29年度 全地区対象に、体力健診と体力づくりサポーター育成講座を実施（2講座）
 35地区において、体力づくりサポーター活動を開始
 四肢筋力アップ運動検証事業が、福祉計画課から健康づくり課へ移管
 30年度 市民歩こう運動推進事業が、福祉計画課から健康づくり課へ移管

イ 統計資料

事業実績

	体力健診		体力づくりサポーター育成講座		体力づくりサポーター	ウォーキングイベント
	回数	延人数	講座数	受講者数	全登録者数	参加者数
28年度	90	1,572	14	305	421	9,059
29年度	96	2,064	2	71	485	8,163
30年度	133	2,409	2	38	453	7,652

* 平成29年度から体力健診実績には、四肢筋健診実績も含む。

健康づくりの推進

9 「健康寿命延伸都市・松本」の創造（スマートライフプロジェクト推進等） 健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

厚生労働省が生活習慣の改善として進めている「スマートライフプロジェクト（運動・食生活・禁煙）」を推進するとともに、健康づくりの取組みを広く市民に情報発信し、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を目指します。

(2) 平成30年度取組みと成果

これまでの松本市の「健康寿命延伸」事業の取組みを背景にして「スマートライフプロジェクト」に積極的に関与するとともに、「健康寿命をのばそう！アワード」受賞自治体により設立した「健康寿命延伸都市協議会」の第5回総会及び研修会を、平成30年10月に岡山市において開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

「健康寿命延伸」のリーディング都市としての矜持をもって、引き続き「スマートライフプロジェクト」に積極的に関与し、関連施策を進めるとともに、今後も「健康寿命をのばそう！アワード」を受賞する自治体に対して協議会への加入を呼びかけ、情報発信・連携を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 23年 2月	厚生労働省が「スマートライフプロジェクト」を開始
24年 7月	厚生労働省が「健康日本21（第2次）」を制定
25年 3月	松本市が「第1回健康寿命をのばそう！アワード」において厚生労働大臣賞自治体部門優秀賞受賞
25年 8月	松本市が「第1回健康寿命をのばそう！アワード」を受賞した自治体（6市）による「健康寿命延伸都市協議会」設立の呼びかけ
25年 9月	「健康寿命延伸都市協議会」設立（事務局：平成29年度まで松本市）
26年 3月	「第2回健康寿命をのばそう！アワード」受賞自治体へ加入の呼びかけ ・加入は10市1町となる。以後、毎年度の受賞自治体へ加入を呼びかける。
26年 9月	「健康寿命延伸都市協議会」第1回総会及び研修会を静岡県藤枝市で開催
26年11月	「健康寿命延伸都市協議会」第2回総会及び研修会を愛知県東海市で開催
28年10月	「健康寿命延伸都市協議会」第3回総会及び研修会を秋田県横手市で開催
29年10月	「健康寿命延伸都市協議会」第4回総会及び研修会を岐阜県多治見市で開催
30年10月	「健康寿命延伸都市協議会」第5回総会及び研修会を岡山県岡山市で開催

イ 統計資料

	28年度	29年度	平成30年度
協議会加入自治体数	24（21市3町）	25（1区20市4町）	23（1区18市4町）

心の健康づくりの推進

1 自殺予防対策の強化

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市内でも多数の自殺者が発生する危機的な状況において、自殺者数の減少を図るため総合的な予防対策に取り組めます。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 平成29年に策定した第2期松本市自殺予防対策推進計画に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に対策を推進しました。
- イ 平成22年度に開始した自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」において様々な相談に対応しました。
- ウ 市民を対象とした自殺予防啓発講演会の開催、各地区ごとの地域支援者の育成を行いました。
- エ 若い世代への教育・啓発の一環として、小中学校への自殺予防出前講座のモデル実施をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 各分野、各団体等による自殺予防対策推進協議会及び庁内連絡会議を中心に、自殺予防対策を推進するとともに、自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」において、庁内サポートチームと連携しながら、様々な相談に対応します。
- イ 身近な人の悩みや心の危険信号に気づき、見守るための地域支援者を増やすため、地区ごとの研修会を開催します。
- ウ 若年者や働き盛り世代の自殺死亡率が高い傾向にあることから、より若い世代からの教育・啓発を重点的に行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	松本市自殺予防対策推進協議会の発足
22年度	松本市自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設
23年度	松本市自殺予防対策推進計画策定。地域支援者のための研修会を実施
29年度	第2期松本市自殺予防対策推進計画策定

イ 「いのちのきずな松本」の実施状況

相談日数	244日
相談件数	1,565件（実人数 66人）

相談者66人の年齢別内訳

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
3	7	6	10	14	6	4	16	66

ウ 地域支援者育成状況

講座回数	参加人数
133	2,888人

心の健康づくりの推進

2 まつもと市民生きいき活動

教育部 教育政策課

(1) 目標

「学都松本」に向けた取組指針のひとつである不易を貫き、変わらない大切なことを継続する活動として、「こころをみがき、からだを使おう」、「あいさつをしよう」、「きれいにしよう」という3つの行動を、市民一人ひとりの地道な活動として広げることが目標としています。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 市民や児童・生徒が実際に取り組んでいる事例を紹介することで、多くの人にこの活動を意識してもらえるように「広報まつもと」に隔月でコラムを掲載しました。
- イ 平成22年度に作成したロゴマークをあらゆる機会に使用することで市民周知を図りました。
- ウ こども部の「まつもと子どもスマイル運動」と連携したポスターを作成。全町会等に掲示を依頼し、相乗的で効果的な周知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 従来のあいさつ運動に、人としての不易（いつの時代も変わらない大切なこと）を加え、あたりまえのことをコツコツと続けることで、日々の生活を、そして、このまちを輝かせようという活動です。大切に素晴らしい、一人ひとりのあたりまえの実践をつなげ、広げていくための働きかけなどを地道に継続していきます。
- イ こども部の「まつもと子どもスマイル運動」との更なる連携について研究を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成19年度 平成12年度から取り組んできた「あいさつ運動」を発展させ、6月議会において「日々の暮らしの中で地道に実践できる活動」を策定することを表明
活動のあり方について協議（地区公民館での懇談会、庁内ワーキンググループ開催等）
- 20年度 地区へ出向いての市民意見の聴取（28地区）
校長会、PTA連合会、社会教育委員会議での意見聴取
庁内ワーキンググループ会議の開催（3回）
教育委員協議会での協議（3回）
- 21年度 教育委員会、庁議、市議会での協議、パブリックコメントの実施を経て、「まつもと市民生きいき活動」を策定
- 22年度 「学都松本」の考え方（めざすまちの姿）を決定
「まつもと市民生きいき活動」のロゴマーク決定
- 23年度 松本市教育振興基本計画を策定し、「学都松本」実現への5つの取組指針を定め、この中のひとつ「不易を貫き、変わらない大切なことを継続します」を実践する活動として「まつもと市民生きいき活動」を位置付け
- 29年度 第2次松本市教育振興基本計画を策定し、引き続き「まつもと市民生きいき活動」を取組指針の実践活動として位置付け

ソーシャルキャピタルを生かした健康づくり

1 「健康とくらしの調査」

健康福祉部 福祉計画課

(1) 目標

平成28年度に、社会参加と健康度の関連性について研究している「日本老年学的評価研究（JAGES）」プロジェクトに参加し、高齢者の社会生活や健康状態などについてアンケート調査を行いました。

日常生活や暮らし方が健康に与える影響について調査し、介護保険データとの関連性の分析、他自治体との比較や市内地区間の比較などを行い、本市の健康づくり・介護予防事業の評価・再構築のデータとして活用するものです。

(2) 平成30年度 of 取組みと成果

平成28年度に実施した調査結果の分析と活用

ア 地区別に運動ができる環境や運動関係の事業数、運動指導者の人数などを追跡調査しました。

イ 調査結果を全庁職員で共有するための研修会を実施しました。

ウ 各地区で調査結果を分析し、21地区で住民と結果を共有、9地区で結果を活用した事業の立案を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地区ごとの結果活用

社会教育の手法を通じて結果を住民とも共有していくことで、地区課題に対する住民主体の取組みが推進されます。そのため、地区ごとの結果活用が未実施の地区においても、住民との共有を促進し、住民主体の健康づくりに取り組みます。

イ 全市的な施策立案

全市的には、「うつ」「もの忘れ」の対策として「スポーツの会参加」を促す施策の立案に向けた基礎調査などに取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 福祉ひろば及び日常生活圏域ニーズ調査分析を実施

要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、福祉ひろばへの参加と要介護認定の関連を分析（平成24年6月から27年3月までの期間で追跡調査）

28年度 社会参加による健康づくり・介護予防事業「健康とくらしの調査」を実施

29年度 調査結果の分析と活用

（14地区で住民と結果を共有し、6地区で結果を活用した事業の実施）

30年度 調査結果の分析と活用

（21地区で住民と結果を共有し、9地区で結果を活用した事業の実施）

地域医療の充実

1 市営診療所の運営

健康福祉部 医務課

(1) 目標

地域住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療の充実を図ります。

また、医療資源の少ない山間地域において必要な医療を継続的に提供していくため、6カ所の市営診療所の運営に取り組みます。

(2) 平成30年度の実績と成果

各診療所において、引き続き地域住民が安心して安全に医療を受けることができるよう必要な医療提供を行うため、人材確保や医療機器等の整備に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療資源の少ない地域を担う診療所は、医師等の医療従事者の安定的な確保等、他の医療機関からの継続的な支援が不可欠です。

松本市立病院との連携強化を図り、安定的な診療所運営が図れるよう体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成19年度	安曇地区3診療所で看護師の採用、レセプトコンピュータの導入 奈川診療所で医療事務員の採用
20年度	安曇地区3診療所で医療事務員を採用。奈川診療所で施設の大規模改修を開始
21年度	奈川診療所で施設の大規模改修を継続実施
23年度	奈川診療所のレントゲン装置を更新 安曇島々診療所を民間から引き継ぐことについて議会へ協議
24年度	安曇島々診療所開設
27年度	安曇大野川診療所改築工事（現地）、安曇島々診療所移転改修工事（安曇支所内）を実施。安曇大野川診療所及び歯科診療所の統合により、大野川歯科診療所を廃止
28年度	大野川診療所及び大野川歯科診療所を一体化して現地に改築し、平成28年4月1日に開設 島々診療所の機能を隣接する安曇支所1階へ移転し、平成28年4月1日に開設

イ 診療所の概要

区分	錦部歯科診療所	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
設置	昭和58年 2月1日	平成28年 4月1日 ※1	昭和61年 6月1日	昭和24年 4月1日	平成28年 4月1日 ※2	昭和28年 1月10日
診療科目	歯科	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科・歯科
診療日及び 診療時間	火・金 9:30～17:00	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月・金 9:00～16:30 水 9:00～12:00	水 14:00～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:00	(内科・外科) 月・火・木・金 8:30～17:15 (歯科) 月・火・木 9:00～17:15
職員体制	信大歯科医師 歯科助手	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 信大歯科医師 松本市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

※1 大野川診療所（S45.12.19開設）と大野川歯科診療所（S60.4.1開設）を統合し、新規開設したもの

※2 H24.4.1開設の診療所を移転し、新規開設したもの

地域医療の充実

2 病院事業

病院局

(1) 目標

松本市立病院は、松本市西部地域の基幹病院として、主に急性期医療の提供のほか回復期医療、周産期医療など、新しい命の誕生から人生の終末期までの幅広い医療を提供します。

また、四賀の里クリニックは、四賀地域住民の心の拠り所となる地域医療の拠点として地域に親しまれる医療機関をめざします。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 松本市立病院では、29年度決算において4年連続の経常収支赤字の結果から、市長から改めて抜本的に経営改革に取り組むよう指示があり、小口壽夫特命参与の指導・助言のもと、病床数の215床から199床への縮小、回復期病棟の医師体制の変更、外来診療開始時間の前倒し、その他患者サービス向上や職員の意識改革などに取り組み、患者数及び診療収入において成果が表れつつあります。
- イ 病院の移転建替に関しては、現病院の経営の健全化を最優先として経営改革に取り組むため、30年度に予定していた基本設計を先送りしました。
- ウ 30年4月に、会田病院を無床診療所化し、名称を変更した四賀の里クリニックでは、外来及び在宅医療の充実に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市立病院は、30年度からの経営改革の取組みを推進し、更に、目標管理によりP D C Aサイクルが回る組織体制への改革を行うなど、経営の健全化を図ります。
- イ 病院の移転建替に関しては、経営改革の成果を踏まえ、再スタートに向けた条件や課題の整理、病院建設基本計画の見直しなどに取り組めます。
- ウ 四賀の里クリニックでは、新たに常勤院長を迎え、医療提供体制の充実により更に地域に根ざした診療所運営に取り組むとともに、経営の安定化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 松本市立病院	昭和23年度	村立波田診療所開設
	平成27年度	松本市立病院整備のあり方に関する将来構想を策定
	29年度	松本市立病院建設基本計画を策定
	30年度	許可病床数を215床から199床に変更
(イ) 四賀の里クリニック	昭和25年度	会田村、中川村2カ村組合立病院として開設
	平成17年度	4村合併に伴い市立病院として運営
	30年度	無床診療所化し、名称を四賀の里クリニックへ変更

イ 統計資料

30年度利用者数

区 分	松本市立病院			四賀の里クリニック		
	利用者数	1日平均数	診療日数	利用者数	1日平均数	診療日数
外 来	105,653人	433.0人	244日	8,845人	36.3人	244日
入 院	57,408人	157.3人	365日	—	—	—
救急搬送受入	1,077人	3.0人	365日	—	—	—
分 娩 数	346件	0.9件	365日	—	—	—

救急医療・周産期医療の充実

1 救急医療の連携

健康福祉部 医務課

(1) 目標

1年365日、平日・休日の夜間及び休日の昼間、市民が安心して安全に医療が受けられることができる救急医療の充実を図ります。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 初期救急医療（軽症）
 - (ア) 診療所による平日・休日夜間及び休日昼間の在宅当番医制
 - (イ) 小児科・内科夜間急病センターにおける、小児科・内科の夜間365日診療
- イ 二次救急医療（中等症）
 - 病院による平日・休日夜間及び休日昼間の病院群輪番制（松本広域圏8病院、うち市内7病院）
- ウ 三次救急医療（重症）
 - 信州大学医学部附属病院及び相澤病院による重症救急患者の24時間受入れ
- エ こどもの初期医療に関し、小児科医による講座、夜間急病センター看護師による出前講座、医師・薬剤師・看護師・管理栄養士による連続講座の3種類の子育て支援講座を企画・実施

(3) 現状の分析と今後の課題

夜間急病センターは、初期救急医療機関として、市民のみならず松本医療圏内の住民に定着していることから、引き続き松本市医師会等関係機関の協力のもと運営してまいります。

在宅当番医制や夜間急病センターによる初期、病院群輪番制による二次及び救命救急センターによる三次の救急体制が確立していますが、持続可能な救急医療のため、医療従事者の負担軽減や緊急時に安心して医療が受けられる体制の維持が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 小児科・内科夜間急病センター受診状況

年 度	診療日数	受診者数				診療収入
		合計	小児科	内科	小児科割合	
28年度	365日	9,390人	5,841人	3,549人	62.2%	79,401千円
29年度	365日	9,187人	5,743人	3,444人	62.5%	79,104千円
30年度	365日	9,121人	5,417人	3,704人	59.4%	77,002千円

イ 二次救急診療実施集計表（松本広域圏8病院の二次救急診療患者数）

年 度	外来患者数	入院患者数	合計患者数
28年度	22,692人	3,706人	26,398人
29年度	21,442人	3,832人	25,274人
30年度	21,017人	4,342人	25,359人

※松本広域圏8病院（相澤病院、一之瀬脳神経外科病院、藤森病院、松本協立病院、丸の内病院、まつもと医療センター、松本市立病院、安曇野赤十字病院）

※患者数は、松本広域圏外の患者数も含まれます。

救急医療・周産期医療の充実

2 周産期医療の整備

健康福祉部 医務課

(1) 目標

松本医療圏の産科医療体制の崩壊を止める措置として、分娩従事医師の負担軽減、離職防止及び妊婦の安心感の確保を図ります。

(2) 平成30年度の取組みと成果

健診協力医療機関・分娩医療機関の両医療機関で利用する共通診療ノートの活用等により、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は、年々減少しています。その結果、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られ、安心・安全な出産ができる体制が整備されています。
また、地域住民の理解と協力を得るため、公開講座を開催するなど周知・啓発に努めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

この事業は、産科医療体制を維持するモデルケースとして、市民理解を促すとともに、更なる体制維持・継続のあり方を松本医療圏全体で検討していくことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

松本地域住民の妊娠届（妊娠証明）の取扱実績

届出期間	分娩医療機関	前年比	健診協力医療機関	前年比
26年4月～27年3月	417件(162)	0.54(1.03)	2,893件	1.17
27年4月～28年3月	475件(131)	1.14(0.81)	2,745件	0.95
28年4月～29年3月	672件(126)	1.41(0.96)	2,325件	0.85
29年4月～30年3月	693件(138)	1.03(1.10)	2,162件	0.93
30年4月～31年3月	739件(121)	1.07(0.88)	2,154件	1.00

注 分娩医療機関の（ ）内は、信大、相澤、丸の内、松本市立病院の取扱件数